

## 加古川市工場立地法地域準則条例の骨子（案）に関する パブリックコメントの実施について

工場立地法（昭和49年3月施行）では、工場と周辺環境との調和を図るため、一定規模以上の工場において、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合等を規定していますが、平成23年の法改正により、その割合を一定の基準の範囲内において市が条例によって独自に規定することが可能となっています。

工場立地法による土地利用の制限は、企業にとっては、設備の新設や更新等、事業展開の障壁になるケースがあります。

このような中、加古川市では、企業の積極的な設備投資や企業立地の促進、市内工場の転出を防ぐため、また、令和2年6月の市議会において、「工場立地法による緑地面積率等の緩和について」の請願が採択されるなど、規制緩和に向けた機運が醸成されていることから、その実現に向け、「加古川市工場立地法地域準則条例」を制定するため、パブリックコメントを実施するものです。

### 1 条例（案）の概要

緑地面積率等の見直し

#### 【現行】

区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
市内全区域	20%以上	25%以上	25%以下

#### 【見直し案】

区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
準工業地域	10%以上	15%以上	50%以下
工業地域 工業専用地域 市街化調整区域	5%以上	10%以上	
その他の地域	20%以上	25%以上	

### 2 パブリックコメントの概要

#### (1) 実施期間

- ・令和2年11月4日（水）から令和2年12月3日（木）まで

#### (2) 意見を提出できる方

- ・加古川市内に在住、在勤、在学の方
- ・加古川市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・加古川市に対して納税義務を有する方
- ・加古川市工場立地法地域準則条例（案）について利害関係を有する方

(3) 条例（案）の閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・市役所市民ロビー（新館1階）、産業振興課（新館3階）
- ・各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ
- ・各公民館
- ・各図書館（室）、総合文化センター、人権文化センター、ウェルネスパーク
- ・勤労会館、地域産業振興センター

(4) 意見等の提出方法

- ・閲覧場所の意見提出箱への投函
- ・産業振興課へ電子メール、郵送、ファックス又は持参

(5) ご意見に対する考え方の公表

いただいたご意見については、内容ごとに整理のうえ、市の考え方をホームページで公表します。